

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則**
- 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 一
 - 福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 二
 - 福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 二
 - 福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則 二
 - 福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 二
 - 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 三

規 則

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則、福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則、福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則、福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第十七号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成六年福島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第一面）中

一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の

面積

m^3 / 日 () 時間
 t / 時間
 m^2
 m^3

さ

一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

面積
埋立

面積及び埋立容量

埋立容量

m^3 / 日 () 時間
 t / 日 () 時間
 m^3 / 時間
 t / 時間
 m^2
 m^3

に改め、同様式（第三面）を次のように改める。

様式第一号(第四面)備考3、備考5及び備考6中「 μ 」を「 σ 」に改める。
様式第四号(第二面)を次のように改める。

様式第四号(第三面)備考3、備考5及び備考7中「イ」を「ロ」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 4 条 関 係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日	
福島県知事			
届出者 住 所 氏 名 (法人及び市町村にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項(同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可(届出)の年月日及び許可番号		年 月 日 (許可番号第 号)	
変更の内容	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 2 に規定する軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人又は市町村にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 に掲げる事項の変更(同条第 6 号関係を除く。)		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項(市町村にあっては、記載の必要なし。)		
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふ り が な)	住 所	
	名 称		
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふ り が な)	生 年 月 日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			
備考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 「一般廃棄物処理施設の種類」の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 また、ごみ処理施設にあっては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。			
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。			

様式第十一号(第二面)を次のように改める。

様式第十一号(第三面)備考3中「キ」を「イ」に改める。
様式第十三号(裏面)を次のように改める。

(裏面)

相 続 人			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
個人である場合			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
法人である場合			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		
令第4条の7に規定する使用人 (相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		
備 考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 「一般廃棄物処理施設の種類」の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 また、ごみ処理施設にあっては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。			
3 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全てのものを記載することとし、記載しきれないときはこの様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書又は届出書は、改正後の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

(一般廃棄物課)

福島県規則第十八号

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則(昭和二十七年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第十号様式備考1(4)中「第34条の19第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改める。

第十一号様式中「第34条の19第1号」を「第34条の20第1項第1号」及び「第34条の19第2号」を「第34条の20第1項第2号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十号様式及び第十一号様式の改正規定並びに次項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定するこの規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県児童福祉法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第十号様式による里親認定申請書及び第十一号様式による里親資格喪失届出書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第十号様式による里親認定申請書及び第十一号様式による里親資格喪失届出書とみなす。
- 3 第一項ただし書に規定するこの規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第十号様式及び第十一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(児童家庭課)

福島県規則第十九号

福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県身体障害者福祉法施行細則(平成四年福島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「同意書(様式第一号)」を「知事が別に定める同意書」に改める。

第三条中「標示板(様式第二号)」を「知事が別に定める標示板」に改める。

第四条中「辞退届(様式第三号)」を「知事が別に定める辞退届」に改める。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号から様式第三号まで 削除
「5 人工ペースメーカー (有) 年 月

様式第四号(その七)中

人工弁移植、弁置換 (有) 年 月 (無) 年 月

「5 ペースメーカー (有) 年 月 (無) 年 月

(1) ペースメーカーの適応度 (クラスI・クラスII・クラスIII) (有) 年 月 (無) 年 月

(2) 身体活動能力(運動強度) (有) 年 月 (無) 年 月

6 人工弁移植、弁置換 (有) 年 月 (無) 年 月

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者福祉法施行細則(以下「旧規則」という。)様式第一号による同意書、様式第二号による標示板又は様式第三号による辞退届は、改正後の福島県身体障害者福祉法施行細則(以下「新規則」という。)の相当の規定に基づく同意書、標示板又は辞退届とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている旧規則様式第四号による身体障害者診断書・意見書は、新規規則様式第四号による身体障害者診断書・意見書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている旧規則様式第四号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(障がい福祉課)

福島県規則第二十号

福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則

福島県調理師法施行細則(昭和三十四年福島県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「八センチメートル」を「四センチメートル」に、「五センチメートル」を「三センチメートル」に改める。

「申請者 住所」

第一号様式中 「申請者 住所」

氏名 氏名

年 月 日生) 「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考中「戸籍抄本」の次に「(申請者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。))」を加える。

「住所」 「住所」 「本籍地(都道府県名。外国人の場合は、国

第一号様式中 「氏名」 「氏名」 「氏名」

〔本籍地（都道府県名。外国人の場合は、国籍）を「氏名」に改める。〕

第三号様式中「住所」「申請者住所」「氏名」を「氏名」に改める。

第四号様式中「住所」を「住所」「氏名」に改める。

第五号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県調理師法施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第二十一号

福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

福島県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年福島県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「こと」の下に「又は法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者であること」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類又は二年以上（法附則第二項の規定に該当する者にあつては三年を超える期間）菓子製造業に従事したことを証する書類（第二号様式）

第二条第三号中「八センチメートル」を「四センチメートル」に、「五センチメートル」を「三センチメートル」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）第三項の規定により試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けようとするときは、職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る一級又は二級の技能検定に合格したことを証する書類
第七条中「省令」を「製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）」に改める。

第二号様式中	従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	実 日
--------	---------	-----------------	---------	-----------------	-----

「	事 務 日 数 及 び 時 間	日	日 / 週
---	-----------------	---	-------

「	年 月 日	に改める。
---	-------	-------

第五号様式中「福島県知事」を「福島県知事」に改める。

第六号様式中「申請者住所」を「申請者住所」に改める。

申請者住所「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考之中「戸籍抄」

年 月 日生」
 本」の次に「（申請者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42
 年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））」を加える。
 「福島県知事

第七号様式中
 「福島県知事

住所を
 「氏名」

申請者 住所
ふりがな 氏名
 に改める。

第八号様式中
 「住所」を「住所」に改め、同様式備考2中「戸籍の謄本又は抄本
 及び」を添える。
 「福島県知事

第九号様式中
 住所を
 「氏名」

申請者 住所 住所
ふりがな ふりがな
 氏名 氏名
 に改める。
 「氏名」を

第十号様式中「氏名」
 に改める。

年 月 日生」
附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県製菓衛生師法施行細則に定
 める様式（第二号様式を除く。）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
 （食品生活衛生課）

福島県規則第二十二号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のよ
 うに改正する。

別表第一の一の表中「五、三〇〇円」を「五、四六〇円」に改め、別表第一の二の表
 中「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に、
 「一、七〇〇円」を「一、七五〇円」に、「九〇〇円」を「九三〇円」に、「五〇〇円」
 を「五二〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改
 め、別表第一の三の表中「六、〇二〇円」を「六、二〇〇円」に、「四、六四〇円」を
 「四、七八〇円」に、「六、〇七〇円」を「六、二五〇円」に、「一、六八〇円」を
 「一、七三〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇七〇円」に改め、別表第一の四の表
 中「七、二八〇円」を「七、四九〇円」に、「一、八五〇円」を「一、九一〇円」に改
 め、別表第一の五の表中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「三〇〇円」を「三
 一〇円」に改める。

別表第二の一の表中「三、七七〇円」を「三、八八〇円」に、「二、二八〇円」
 を「二、三五〇円」に、「一、六一〇円」を「一、六六〇円」に、「五、六三〇円」を
 「五、八〇〇円」に、「六、八七〇円」を「七、〇七〇円」に、「四、〇〇〇円」を
 「四、一二〇円」に、「五、一六〇円」を「五、三一〇円」に、「四、六五〇円」を
 「四、七九〇円」に、「一、七一〇円」を「一、七六〇円」に、「一、六五〇円」を
 「一、七〇〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八九〇円」に、「二、四一〇円」を
 「二、四八〇円」に、「一、七六〇円」を「一、八二〇円」に、「一、二六〇円」を
 「一、三〇〇円」に改め、別表第二の一の二の表中「一、二二〇円」を「一、二六〇円」
 に、「四、六一〇円」を「四、七五〇円」に、「四、三八〇円」を「四、五一〇円」に、
 「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五四〇円」に、
 「九、二四〇円」を「九、五一〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二七〇円」に、
 「四、〇一〇円」を「四、一三〇円」に、「一、七四〇円」を「一、八二〇円」に、
 「一、五二〇円」を「一、五七〇円」に、「三、三九〇円」を「三、四九〇円」に、
 「二、四九〇円」を「二、五七〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六九〇円」に、
 「一、五三〇円」を「一、五八〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七六〇円」に、
 「一、三七〇円」を「一、四一〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七五〇円」に、
 「二、三八〇円」を「二、四五〇円」に、「一、二七〇円」を「二、三四〇円」に、
 「一、一〇〇円」を「一、一六〇円」に、「一、九八〇円」を「二、〇四〇円」に、
 「一、六一〇円」を「一、六六〇円」に、「七、三五〇円」を「七、五六〇円」に、
 「一、〇七〇円」を「一、一一〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、
 「三、二一〇円」を「三、三一〇円」に、「二、五一〇円」を「二、五九〇円」に、
 「一、八八〇円」を「一、九四〇円」に、「五、三一〇円」を「五、四七〇円」に、
 「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に、「二、〇三〇円」を「二、〇九〇円」に、
 「一、六三〇円」を「一、六八〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、
 「一、八三〇円」を「一、八九〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三七〇円」に、
 「五、九五〇円」を「六、一二〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六五〇円」に、

「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に改め、別表第二の二の1の表中「四、七六〇円」を「四、九〇〇円」に、「一、三七〇円」を「一、四一〇円」に、「一、四一〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、二六〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、一三〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一一〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六九〇円」に、「五、〇八〇円」を「五、一三〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五四〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「三、二一〇円」を「三、三一〇円」に、「二、六三〇円」を「二、七一〇円」に、「二、五六〇円」を「二、六四〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八九〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三七〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三九〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二五〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五五〇円」に改め、(23)を削り、同表(24)中「一、八〇〇円」を「一、八六〇円」に改め、同表(24)を同表(23)とし、同表(25)中「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に改め、同表(25)を削り、同表(26)を「一、一〇〇円」に改め、同表(27)とし、同表(28)を削り、同表(29)中「二、〇四〇円」を「二、一一〇円」に改め、同表(29)を同表(26)とし、同表(30)中「一、五二〇円」を「一、五六〇円」に改め、同表(30)を同表(27)とし、同表(31)中「一、三九〇円」を「一、四三〇円」に改め、同表(31)を同表(28)とし、同表(32)中「一、七八〇円」を「一、八四〇円」に改め、同表(32)を同表(29)とし、同表(33)中「一、二〇〇円」を「一、二四〇円」に改め、同表(33)を同表(30)とし、同表中

他の設備機器	一時間	九九〇円の範囲内で知事が定める額	を
			(31)
			(32)
			(33)

分光蛍光光度計 (RF-5300PC)	一時間	一、〇二〇円	
二軸応力試験機 (KT-G2)	一時間	一、〇〇〇円	
その他の設備機器	一時間	九九〇円の範囲内で知事が定める額	に改め、
別表第二の二の2の表中「二四、九二〇円」を「二五、六三〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四六〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「一、八八〇円」を			

「一、九四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七九〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七六〇円」に、「一、七一〇円」を「一、七六〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五五〇円」に、「四、〇七〇円」を「四、一九〇円」に、「二、八七〇円」を「二、九六〇円」に、「一、七九〇円」を「一、八五〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三七〇円」に、「六、四一〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、四二〇円」を「三、五二〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、二、〇四〇円」に改め、(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。

(18) CNC画像処理計測システム	一時間	一、〇二〇円
--------------------	-----	--------

別表第二の二の3の表中「二〇、七二〇円」を「二一、〇三〇円」に、「一八、二九〇円」を「一八、八一〇円」に、「一〇、九〇〇円」を「一一、二二〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七六〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七九〇円」に、「五、三七〇円」を「五、五三〇円」に、「五、一七〇円」を「五、三二〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六三〇円」に、「六、〇二〇円」を「六、二〇〇円」に、「三、八七〇円」を「三、九九〇円」に、「四、二六〇円」を「四、三九〇円」に改め、(14)を削り、同表(15)中「二、〇四〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表(15)を同表(14)とし、同表(16)中「一、九三〇円」を「一、九九〇円」に改め、同表(16)を同表(15)とし、同表(17)中「一、九二〇円」を「一、九八〇円」に改め、同表(17)を同表(16)とし、同表(18)中「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に改め、同表(18)を同表(17)とし、同表(19)中「二、四三〇円」を「二、四八〇円」に改め、同表(19)を同表(18)とし、同表(20)中「三、三九〇円」を「三、四九〇円」に改め、同表(20)を同表(19)とし、同表(21)中「一、五七〇円」を「一、六二〇円」に改め、同表(21)を同表(20)とし、同表(22)中「一、二二〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表(22)を同表(21)とし、同表(23)中「三、八九〇円」を「四、〇一〇円」に改め、同表(23)を同表(22)とし、同表(24)中「三、九六〇円」を「四、〇七〇円」に改め、同表(24)を同表(23)とし、同表(25)中「一、七六〇円」を「一、八二〇円」に改め、同表(25)を同表(24)とし、同表(26)の前に次のように加える。

(25) 顕微FTIRラマンシステム (Continuum + Alpha)	一時間	七、四六〇円
--	-----	--------

別表第二の二の3の表中「七、二五〇円」を「七、九七〇円」に、「六、七七〇円」を「六、九七〇円」に、「五、二七〇円」を「五、四三〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六八〇円」に、「一、八九〇円」を「二、九八〇円」に改め、(31)を削り、同表(32)中「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に改め、同表(32)を同表(31)とし、同表(33)中「一、四四〇円」を「一、四八〇円」に改め、同表(33)を同表(32)とし、同表(34)中「一、五四〇円」を「一、五九〇円」に改め、同表(34)を同表(33)とし、同表(35)中「一、五八〇円」を「一、六三〇円」に改め、同表(35)を同表(34)とし、同表(36)中「二、五四〇円」を「二、五九〇円」に改め、同表(36)を同表(35)とし、同表(37)中「一、三〇〇円」を「一、三四〇円」に改め、

同表(37)を同表(36)とし、同表(38)中「九、〇一〇円」を「九、二七〇円」に改め、同表(38)を同表(37)とし、同表(39)中「七、八六〇円」を「八、〇九〇円」に改め、同表(39)を同表(38)とし、同表(40)中「五、八六〇円」を「六、〇三〇円」に改め、同表(40)を同表(39)とし、同表(41)中「五、四六〇円」を「五、六二〇円」に改め、同表(41)を同表(40)とし、同表(42)中「四、二八〇円」を「四、四一〇円」に改め、同表(42)を同表(41)とし、同表(43)中「二、七〇〇円」を「二、七八〇円」に改め、同表(43)を同表(42)とし、同表(44)中「二、四四〇円」を「二、五一〇円」に改め、同表(44)を同表(43)とし、同表(45)中「四、一七〇円」を「四、二九〇円」に改め、同表(45)を同表(44)とし、同表(46)を削り、同表(47)中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表(47)を同表(46)とし、同表(48)中「二、九九〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同表(48)を同表(47)とし、同表(49)中「一、八二〇円」を「一、八八〇円」に改め、同表(49)を同表(48)とし、同表(50)中「一、一六〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表(50)を同表(49)とし、同表(51)中「一、〇七〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表(51)を同表(50)とし、同表(52)中「一、三七〇円」を「一、四二〇円」に改め、同表(52)を同表(51)とし、同表(53)中「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表(53)を同表(52)とし、同表(54)中「一、三四〇円」を「一、三八〇円」に改め、同表(54)を同表(53)とし、同表(55)中「二、五二〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表(55)を同表(54)とし、同表(56)を同表(55)とし、同表(57)中「二、一七〇円」を「二、二四〇円」に改め、同表(57)を同表(56)とし、同表(58)中「二、四七〇円」を「二、五二〇円」に改め、同表(58)を同表(57)とし、同表(59)中「一、四七〇円」を「一、五二〇円」に改め、同表(59)を同表(58)とし、同表(60)中「四、六一〇円」を「四、七五〇円」に改め、同表(60)を同表(59)とし、同表(61)中「二、四八〇円」を「二、五六〇円」に改め、同表(61)を同表(60)とし、同表(62)中「二、二五〇円」を「二、三三〇円」に改め、同表(62)を同表(61)とし、同表(63)中「一、三三〇円」を「一、三七〇円」に改め、同表(63)を同表(62)とし、同表(64)中「二、二八〇円」を「二、三二〇円」に改め、同表(64)を同表(63)とし、別表第二の二の4の表中「一、一〇〇円」を「一、一四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四二〇円」に改め、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 振動試験機 (F-2500BDH/LA25)	一時間	一、〇二〇円
----------------------------	-----	--------

別表第二の二の5の表中「四、三〇〇円」を「四、四三〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「一、九五〇円」を「一、〇一〇円」に、「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五四〇円」に、「一、三三〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九八〇円」に、「一、一五〇円」を「一、二二〇円」に、「一、一三〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五三〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四九〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二八〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、一一〇円」に、「一、三三〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、九五〇円」を「五、一〇〇円」に改める。

別表第三の二の1の表中「一、九〇〇円」を「一、九六〇円」に改め、別表第三の二の1の表中「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二七〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三七〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六五〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六八〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、一三〇円」に、「一、〇〇円」を「二、一六〇円」に、「五、五五〇円」を「五、七二〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九一〇円」に、「六、五七〇円」を「六、七六〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二九〇円」に改め、別表第三の二の2の表中「五、二〇〇円」を「五、三五〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、四六〇円」に、「三七、二〇〇円」を「三八、二七〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九一〇円」に改め、別表第三の二の3の表中「一、六〇〇円」を「一、六五〇円」に、「六、五五〇円」を「六、七四〇円」に、「一〇、九〇〇円」を「一一、二二〇円」に改め、別表第三の二の4の表中「六、五〇〇円」を「六、六九〇円」に、「六、六五〇円」を「六、八四〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、別表第三の二の5の表を削り、別表第三の二の6の表中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、別表第三の二の6を別表第三の二の5とし、別表第三の二の7の表中「五、二〇〇円」を「五、三五〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三八〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、四六〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二四〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九一〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五二〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七八〇円」に、「一、四五〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に改め、別表第三の二の8を別表第三の二の7とし、別表第三の三の表中「二、七〇〇円」を「二、七八〇円」に、「一、六、一四〇円」を「一、六、六一〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に改め、別表第三の四の表中「五、五五〇円」を「五、七一〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五五〇円」に、「二、六、九〇〇円」を「二、七、六七〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇九〇円」に、「四、七五〇円」を「五、〇三〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九七〇円」に、「二、七四〇円」を「二、九〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「四、二一〇円」を「四、四六〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、一一〇円」に、「一五、六〇〇円」を「一六、〇五〇円」に、「九〇〇円」を「九三〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六三〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一五、一三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、三、〇四〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一八〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一一、一九〇円」に、「五、三、五〇〇円」を「五、五〇三〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、別表第三の五の1の表中「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五三〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇三〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三

「二〇円」に改め、別表第三の五の2の表中「二五、五〇〇円」を「二六、二三〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に改め、別表第三の五の3の表中「二、一〇〇円」を「一、一四〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三四〇円」に、「四、八四〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八六〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六八〇円」に、「七、二七〇円」を「七、五二〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七二〇円」に改め、別表第三の五の4の表中「四、四〇〇円」を「四、五三〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五一〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八八〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、七八〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二八、一一〇円」に、「三、四、〇〇〇円」を「三、四、九八〇円」に、「四八、二〇〇円」を「四九、五八〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五六〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六九〇円」に、「一一、八〇〇円」を「一二、一四〇円」に、「六七、八〇〇円」を「六九、七四〇円」に、「一二、二〇〇円」を「一二、五五〇円」に改め、別表第三の五の5の表中「七、八九〇円」を「八、一二〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、七九〇円」に、「三、五、四〇〇円」を「三、六、四二〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、三三〇円」に、「二五、四一〇円」を「二六、一四〇円」に、「七、七七〇円」を「八、〇〇〇円」に、「四四、八九〇円」を「四六、一八〇円」に、「八、三四〇円」を「八、五八〇円」に、「一一、〇三〇円」を「一二、三八〇円」に、「四〇、六二〇円」を「四一、七九〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、五五〇円」に改め、別表第三の五の6の表中「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一六、三六〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、六九〇円」に、「二八、一〇〇円」を「二八、六二〇円」に、「二八、〇四〇円」を「二八、八五〇円」に改め、別表第三の五の7の表中「四、三〇〇円」を「四、四三〇円」に、「九〇〇円」を「九三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二七〇円」に、「六、七九〇円」を「六、九九〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八一〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、別表第三の五に次のように加える。

8 電気泳動

種 別	単 位	金 額
定量分析	一試料一測定	六、九八〇円

別表第三の六の表中「六、四〇〇円」を「六、五九〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二二〇円」に、「四九、二〇〇円」を「五〇、六一〇円」に、「三六、八〇〇円」を「三七、八六〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、四五〇円」を「一、五〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、一一〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二六〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、八五〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三八〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三七〇円」に、「四五、一一〇円」を

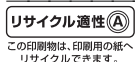
「四六、四一〇円」に、「四一、六七〇円」を「四二、八七〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、四六〇円」に改め、別表第三の七の表中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六八〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六五〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七八〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二七〇円」に、「二、七五〇円」を「二、八三〇円」に、「三、三五〇円」を「三、四五〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一四〇円」に、

「四、一三〇円」を「四、二二〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七五〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五五〇円」に改め、別表第三の八の表中「二、二五〇円」を「二、二九〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二七〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一四〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九六〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「二、三、〇〇〇円」を「二、三、三八〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一四〇円」に、「三、九九〇円」を「四、一一〇円」に、「二、九一〇円」を「二、二八〇円」に、「八、七三〇円」を「八、九八〇円」に改め、別表第三の九の表中「二、二〇〇円」を「二、二七〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五八〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇二〇円」に、「二六、一三〇円」を「二六、六二〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二二〇円」に改め、別表第三の十中「七〇〇円」を「七二〇円」に改め、別表第三の十一中「五〇〇円」を「五二〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第一、別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業創出課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行所 福島県印刷株式会社